



あじさい



会計事務所
ゆいパートナーズ

事務所だより

〒541-0047
大阪市中央区淡路町2-1-10
ユニ船場 405
TEL 06(6226)1165(代)
<https://yuipartners.jp>

6月

(水無月) JUNE

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	・
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

6月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)6月30日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
6月30日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人の
消費税等の中間申告
(年3回の場合) 6月30日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届
(市町村役場に提出) 6月30日</p> |
|---|--|

ワンポイント 確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げ

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするなどの観点から、令和4年5月より加入可能年齢が変わりました。企業型DC(企業型確定拠出年金)は70歳未満であれば加入者となることができ、またiDeCo(個人型確定拠出年金)は65歳未満にそれぞれ引き上げられています。

テレワークに係る 企業の費用負担の 税務について



令和3年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告については、新型コロナウイルス感染症の影響により申告することが困難であった場合、簡易な方法（申告書の右上の余白等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載）により、申告期限が1か月延長されました。

このような状況の中、テレワークの実施が浸透しています。内閣府の調査によれば、令和3

年9月～10月期は、全国で32・2%、東京23区では55・2%の方がテレワークで就業しています。事業規模で見ても、同時期に就業者30～299人規模で26・7%、2～29人規模でも20・9%となっています。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されても、新しい勤務形態としての「テレワーク」は、特別なものではなくなくなってきたと言えるでしょう。

そこで今回は、小規模事業者にも関係の深い、テレワークに係る企業の費用負担の税務について確認していきます。

1 テレワークに係る物品を支給する場合

テレワークの実施にあたり、企業が従業員に対してパソコン等の事務用品や、場合によっては自宅の環境整備のための間仕切り等を支給するケースがあると思われます。

これらの物品を企業が所有し、従業員に「貸与」する場合には、従業員に対する課税は生じません。この場合の「貸与」には、企業が従業員に業務に使

用する目的で「支給」という形で配付し、その物品を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も含まれます。

なお、従業員にその物品の所有権が移転する意味での「支給」が行われた場合は、現物給与として課税されますのでご注意ください。

2 従業員が立替払いにより物品を購入する場合

従業員が業務のために使用する物品を立替払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を企業に提出してその購入費用を精算する場合は、従業員に対する課税は生じません。逆に、企業が従業員に対して仮払いをした後、その購入費用を精算する場合も同様です。もし、仮払いを受けた金額が購入した金額よりも多く、その超過部分の精算を行わない場合は、その部分は給与として課税されますのでご注意ください。

なお、前述のように、その物品が従業員に所有権が移転する「支給」となる場合には、現物

給与として課税されます。

3 レンタルオフィス等の利用料

自宅に在宅勤務をするスペースがない従業員に対して、レンタルオフィス等でテレワークを行う場合の利用料については、原則として、企業がこのような場所での勤務を認めており、実費精算を行う場合には、従業員に対する課税は生じません。

4 通信費・電気料金の精算

従業員が家事部分を含めて負担した通信費や電気料金について、業務のために使用した部分を合理的に計算し、企業に報告してその金額の精算を行う場合は、従業員に対する課税は生じません。

(1) 通信費に係る業務使用部分の計算方法

① 電話料金

通話料については、通話明細書等により業務のための通話に係る料金が確認できる場合にはその金額となります。なお、業務利用が多い場合は、②の基本使用料、インターネ

ット接続に係る通信料とともに、算式1により計算した金額とすることができます。

② 基本使用料、インターネット接続に係る通信料

算式1により計算した金額とすることができます。

なお、この算式における「2分の1」とは、1日のうち、睡眠時間を除いた時間のすべてにおいて均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定して算出した割合とされています(2)の算式についても同様です。

(2) 電気料金

算式2により計算した金額とすることができます。

5 在宅勤務手当等の支給

いままです説明したような従業員に対する課税が行われない企業の費用負担については、実費精算の事務の煩雑さを伴うため、在宅勤務手当等の名目により、毎月渡し切りで一定額を支給するケースもあると思われます。

このような場合は、給与として課税することになります。

算式1

$$\text{業務のために使用した基本使用料や通信料等} = \text{従業員が負担した1か月の基本使用料や通信料等} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

算式2

$$\text{業務のために使用した基本料金や電気使用料} = \text{従業員が負担した1か月の基本料金や電気使用料} \times \frac{\text{業務のために使用した部屋の床面積}}{\text{自宅の床面積}} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

6 通勤手当の支給

従業員に支給する通勤手当は、一定の金額までは非課税とされています。企業の中には、テレワークによる勤務期間中でも、定期代相当の通勤手当を支給しているケースもあると思います。

例えば、業務の都合上、テレワークの期間中であっても通勤しないとは限らないなど、通勤手当を支給することに合理性がある場合には、非課税として取扱うことに問題はないと考えられています。

ただし、原則として、通常の勤務形態を100%テレワークに切り替えた場合等には、給与として課税されるケースも想定されます。

7 在宅勤務の昼食の食事代

通常の勤務時に昼食の補助を行っている企業では、在宅勤務に切り替わっても会社が契約した飲食店の食券等の支給を続けているケースもあります。

この支給については、基本的にはこれまでの取扱いと変わ

ません。

具体的には、食事支給による経済的利益の取扱いである「企業が従業員に食事の支給をする場合に、その従業員から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の50%相当額以上であり、かつ、企業の負担額が月額3500円(税抜き)を超えないときは、その従業員が食事の支給により受ける経済的利益は、ないものと取り扱う」に準じた扱いであれば、従業員に対する課税は生じません。

なお、「食事の支給」とは、企業が従業員に対して、契約業者から購入した弁当の提供や、社員食堂での食事提供、食券の支給等をいいます。一方、「食費の補助(現金支給)」については、給与とみなされ、所得税の課税対象となります。

その他、在宅勤務に係る費用負担の参考資料は、国税庁資料(QRコード)をご覧ください。

【参考資料】
国税庁 HP



税金クイズ

大正時代に創設された電柱税（地方税）は、全国一律ではなく、東京都以外の道府県ごとに導入されました。

大正7年（1918年）に電柱税を導入していた道府県は23県でしたが、その中で最も多くの税収を上げていたのは何県だったのでしょうか？

①群馬県 ②福岡県 ③愛知県

【解説】

電柱税の税額上位県の動きを見ると、明治時代の終わりから日本の産業には、製糸業から紡績業へ、軽工業から重工業へという産業発展の趨勢に対応していることがうかがえます。

群馬県は富岡製糸場に代表されるように、日本の産業革命を牽引した養蚕・製糸業の中心地で、大正時代には電柱税の税額が

トップになりました。当時は、工場の動力確保のために企業家たちが出資して電力会社を作ることが多かったので、主要な産業を持つ地域から電化が進んでいきました。

群馬県の次に税額が多かったのは、神奈川県・福岡県でした。神奈川県は、現代に続く京浜工業地帯を抱え、福岡県は、有力な炭鉱を持ち、八幡製鉄所が作られるなど、重工業の中心地になっていました。大正時代の電柱税は軽工業・重工業が盛んな県の税額が多いのです。

昭和11年（1936年）には、電柱税税収額上位3県が、愛知県・兵庫県・岡山県に入れ替わっています。愛知県は、第1次世界大戦後から航空機工業など軍事産業の中心となり、重工業も発展しました。兵庫県は阪神工業地帯の中心です。岡山県は倉敷市を中心に紡績業が大きく発展しました。

なお、電柱税は、昭和25年（1950年）に地租などとともに固定資産税に統合されました。

正解は、①群馬県でした。

世界の税金

月餅税（中国）

中国の有名なお菓子に「月餅」があります。月餅は、古代中国で中秋節のお供え物として食べられていたものが、現在では、中秋節の贈り物として使用されるようになったといわれています。

中国の企業では、中秋節における福利厚生の一環として、従業員に月餅を配る慣習がありますが、2011年、職場で受け取る月餅は現物給与として課税の対象となることが税務当局の見解として明らかにされました。月餅税そのものの税負担はそれほど大きいものではありません。しかし、新入社員などの低所得者層の強い反発もあり、その後、当時の平均月収である3000元から生じるとされていた所得税の納税義務を、同3500元に引き上げるなどの緩和措置がとられました。

KEY WORD 不納付加算税

源泉徴収等による国税が法定納期限までに完納されなかった場合には、納税の告知による税額又は納税の告知のある前に納付した税額の10%（軽減措置の適用がある場合は5%）に相当する「不納付加算税」が徴収されます。

ただし、源泉徴収等による国税が納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる次のいずれにも該当してされたものであり、かつ、法定納期限から1月を経過する日までに納付されたものであるときは、不納付加算税は徴収されません。

- ① 過去1年以内に、納税の告知（一定の告知を除きます。）を受けたことがない場合
- ② 過去1年以内に、納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された事実（一定の事実を除きます。）がない場合